

富岡町スクールバス運行業務委託仕様書

1. 事業名

富岡町スクールバス運行業務委託

2. 事業概要

富岡町は、平成29年4月に帰還困難区域を除く区域で避難指示が解除され、平成30年4月には、町内で小中学校が再開となつたが、児童・生徒数はごく少数であり、また、町内の交通事情、生活環境面は、復興関連の大型車の往来や、獣害が多く、見守りとなる大人の目が少ないため、児童生徒が安全に集団登下校できない状況にある。このため、児童生徒の安全と保護者の安心に資するよう、スクールバスの活用を必要とする。

本事業は、上記を踏まえ、帰還困難区域を除く富岡町内一円を対象とするスクールバスを運行し、より良い教育環境を提供するものである。

3. 適用範囲

本仕様書は、標記事業に適用する。また、本仕様書に定めがない事項は、別途協議するものとする。

4. 事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（運行カレンダーのとおり）

5. 準拠仕様

本業務の履行にあたり、本仕様書によるほか、道路交通法、道路運送車両法等、関係諸法令を遵守し安全な運行に努めること。

6. 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、富岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と事業者で協議のうえ解決し、業務が円滑に進捗するよう両者で努めることとする。

7. 業務内容

スクールバスを以下のとおり運行する。

- ・運行は児童生徒が通学を要する日（別紙「運行カレンダー」）のとおり
- ・利用対象者は富岡町立小中学校に通学する者及び教育委員会が認めたものに限る
- ・運行エリアは帰還困難区域を除く富岡町内に限る
- ・1時間以内の端数は繰り上げて1時間とする。
- ・通常登校日、行事等登校日の送迎時間×台数は学校が事前に指示するものとする。
- ・運行日報等を作成し、教育委員会に運行状況を報告すること。